

加盟組織、単組・支部 御中

日本医療労働組合連合会

執行委員長 森田しのぶ

共済事業局長 内田 博之

台風21号に関する共済金給付請求について

この度の台風21号により、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、被災者の救援や復旧にむけて奮闘されている皆様に敬意を表します。

さて、医労連共済の「火災共済」は、火災や落雷などを保障する基本保障のほかに、風水害の被害に対応する「風水害・雪害等共済金」で、風水害での建物の損害を給付対象としています。

「火災共済」の風水害共済金、「慶弔共済」風水害共済金について、給付請求に必要な書類をお知らせします。被災者の皆様、支援の皆様には、身の安全を最優先にさせていただき、復旧の段階で共済給付の手続きが行えるよう周知をお願いします。給付の額については、契約口数や被害規模で変わりますので、パンフレットをご参照ください。

1. 「火災共済」の風水害共済金の給付請求に必要な書類

(1) 全壊・全流失／半壊／一部壊の場合

【必要書類】

1. 個人・火災共済共済金支払請求書（医労連共済所定用紙）
2. 住宅災害状況報告書（医労連共済所定用紙）※ご自分でご記載ください。
3. 罹災証明書のコピー

「一部壊」の場合は、「台風被害の新聞記事のコピー」で罹災証明書にかえることができます。

4. 写真

建物の全景、表札等を入れた玄関、損害箇所の写真をお願いします。（高い場所などの写真は、見積もり依頼の業者の方に写真を依頼する等、危険のないようにお願いします。）

5. 修理費用の見積書のコピー

見積書に「〇〇年〇〇月〇〇日の台風被害の修理」と業者に記載してもらって下さい。

（全壊・全流失／半壊は不要）

【ご注意】

- ① 損害額5万円を超える場合が対象です。建物のみが対象で、家財は対象となりません。
- ② 火災や落雷の場合と違い、実損額全額の保障ではありません。詳しくは、パンフレットを参照ください。
- ③ 風水害による建物の損壊を伴わない雨漏りや天井・内装の水濡れは、一部壊の対象外です。

(2) 床上浸水について

【必要書類】

1. 個人・火災共済共済金支払請求書（医労連共済所定用紙）
2. 住宅災害状況報告書（医労連共済所定用紙）※ご自分でご記載ください。
床上浸水の場合、次の①②の確認が必要です。
 - ① 浸水したのは、全面積の50%以上か？50%未満の床上浸水か？
例えば、2階建て1階の床上浸水の場合、「1階と2階の全のべ床面積」と「床上浸水になった1階のべ床面積」の記載をお願いします。
 - ② 何センチの床上浸水か？（どこまで水が上がったか？）
※ 記載いただいた内容で①②についてわからない場合は照会させていただきます。
3. 罹災証明書のコピー
「台風被害の新聞記事のコピー」等で罹災証明書にかえることができます。
4. 写真
建物の全景、表札等を入れた玄関、損害箇所の写真をお願いします。
浸水が床から何センチだったかがわかるように、床と壁の水が上がった痕がわかるように、物差しをあてるなどして写真を撮って頂けるようお願いいたします。

(3) 床下浸水見舞金について

1. 個人・火災共済共済金支払請求書（医労連共済所定用紙）
2. 住宅災害状況報告書（医労連共済所定用紙）※ご自分でご記載ください。
3. 罹災証明書のコピー
「台風被害の新聞記事のコピー」等で罹災証明書にかえることができます。
4. 写真
建物の全景、表札等を入れた玄関、被害箇所の写真をお願いします。
5. 床下浸水の泥かきや消毒等の費用の見積書のコピー
見積書に「〇〇年〇〇月〇〇日の台風による床下浸水の泥かき（または消毒等）の費用」との業者に記載をしてもらって下さい。

【ご注意】

- ① 床下浸水見舞金は、床下浸水の泥かきや消毒等の費用が5万円を超える場合が対象となります。
- ② 「床下浸水見舞金」は、地震特約からの給付はありません。

< 共済金が100万以上の被害の場合 >

- ① 現地査定が必要となります。
- ② 上記の「給付請求に必要な書類」以外に、登記簿謄本コピー、または固定資産税支払証明書コピーの添付が必要です。

2. 「慶弔共済」の風水害共済金の給付請求に必要な書類

(1) 全壊・全流失／半壊・半流失について

【必要書類】

1. 慶弔共済給付金支払請求書（医労連共済所定用紙）
2. 住宅災害状況報告書（医労連共済所定用紙）※ご自分でご記載ください。
3. 罹災証明書のコピー
4. 写真
5. 修理費用の見積書のコピー（全壊・全流失／半壊は不要）
見積書に「〇〇年〇〇月〇〇日の台風被害の修理」と業者に記載をしてもらってください。

(2) 一部損壊／床上浸水について

1. 慶弔共済給付金支払請求書（医労連共済所定用紙）
2. 住宅災害状況報告書（医労連共済所定用紙）※ご自分でご記載ください。
3. 台風被害の新聞記事のコピー等
4. 写真
5. 修理費用の見積書のコピー（床上浸水は不要）
見積書に「〇〇年〇〇月〇〇日の台風被害の修理」と業者に記載してもらってください。

- ① 慶弔共済の「一部損壊」は、「損害額が〇〇円を超える場合」などの制限はありません。
- ② 慶弔共済の「床上浸水」は、「被害面積」や「何センチの床上浸水か？」などの特定は必要ありません。
- ③ 慶弔共済に「床下浸水見舞金」はありません。

以 上

